

京成電鉄成田空港線・北総鉄道北総線

乗継旅客運輸規則

(平成 22 年 7 月 17 日施行)

第 1 編 総 則

第 1 条	適用範囲	1
第 2 条	用語の意義	1
第 3 条	旅客の運送等の制限または停止	3
第 4 条	運行不能の場合の取扱方	3
第 5 条	営業キロ程のは数計算方	5
第 6 条	期間の計算方	5
第 7 条	準用規定	5

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

第 8 条	特別急行料金を収受する列車の施設の表示	7
第 9 条	乗車券類の購入および所持	7
第 10 条	営業キロ程	7
第 11 条	駅員無配置駅の旅客の取扱方	7

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 12 条	乗車券類の種類	9
第 13 条	乗車券類の発売箇所および発売方法	9
第 14 条	乗車券類の発売範囲	9
第 15 条	準用規定	11

第 2 節 普通乗車券の発売

第 16 条	普通乗車券の発売	13
第 17 条	被救護者割引普通乗車券の発売	13
第 18 条	被救護者割引証	13

第 3 節 定期乗車券の発売

第 19 条	通勤定期乗車券の発売	15
第 20 条	通学定期乗車券の発売	15
第 21 条	定期乗車券の一括発売	15

第 4 節 普通回数乗車券の発売

第 22 条	普通回数乗車券の発売	17
第 23 条	通学用割引普通回数乗車券の発売	17

第 5 節 団体乗車券の発売

第 24 条	団体乗車券の発売	19
--------	----------	----

第 25 条	準用規定	21
	第 6 節 特別急行券の発売	
第 26 条	特別急行券の発売	23
	第 7 節 特別急行券の関連発売	
第 27 条	特別急行券と乗車券の関連発売	25
	第 3 章 旅客運賃・料金	
	第 1 節 通 則	
第 28 条	旅客運賃・料金の種類	27
第 29 条	旅客運賃・料金計算上の経路等	27
第 30 条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	27
第 31 条	準用規定	29
	第 2 節 普通旅客運賃	
第 32 条	大人片道普通旅客運賃	31
第 32 条の 2	往復普通旅客運賃	31
第 33 条	被救護者割引	31
	第 3 節 定期旅客運賃	
第 34 条	大人定期旅客運賃	33
第 35 条	準用規定	33
	第 4 節 普通回数旅客運賃	
第 36 条	普通回数旅客運賃	35
第 37 条	通学用割引普通回数旅客運賃	35
	第 5 節 団体旅客運賃	
第 38 条	団体旅客運賃	37
第 39 条	団体旅客運賃の計算方	37
第 40 条	準用規定	39
	第 6 節 特別急行料金	
第 41 条	特別急行料金	41
第 42 条	団体旅客に対する特別急行料金	41
	第 4 章 乗車券類の効力	
	第 1 節 乗車券の効力	
第 43 条	有効期間	43
第 44 条	途中下車の禁止	43
第 45 条	準用規定	43
	第 2 節 特別急行券の効力	
第 46 条	特別急行券の効力	47
第 47 条	特別急行券が無効となる場合	47

第5章	乗車券類の様式	
第1節	通 則	
第48条	乗車券類の表示事項	49
第49条	字模様の印刷	49
第50条	準用規定	49
第2節	乗車券類の様式	
第51条	準用規定	51
第3節	特別補充券の様式	
第52条	特別補充券の発行	53
第53条	準用規定	53
第6章	乗車券類の改札および引渡し	
第54条	乗車券類の改札および引渡し	55
第7章	乗車変更等の取扱い	
第1節	通 則	
第55条	乗車変更の種類	57
第56条	乗車変更の取扱範囲	57
第2節	旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い	
第57条	乗車券類変更	59
第3節	旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い	
第58条	区間変更	61
第59条	団体乗車券変更	61
第60条	準用規定	61
第8章	旅客の特殊取扱い	
第61条	乗車券類の無札および無効	63
第62条	乗車券類紛失の場合の取扱方	63
第63条	任意による旅行の取りやめ	63
第64条	列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	65
第65条	列車の運行不能・遅延等の場合における無賃送還の取扱方	65
第66条	運行不能の場合における他経路乗車の取扱方	65
第67条	誤乗区間の無賃送還	65
第68条	乗車券の誤購入の場合の取扱方	65
第69条	準用規定	67
第9章	手回り品	
第70条	手回り品および持込禁制品	69
第71条	無料手回り品	69
第72条	準用規定	69

第1編 総 則

(適用範囲)

第 1 条 京成電鉄株式会社（以下「当社」という。）と北総鉄道株式会社（以下「北総鉄道」という。）において、京成電鉄成田空港線（以下「成田空港線」という。）と北総鉄道北総線（以下「北総線」という。）との各駅相互間および京成電鉄線と北総線との各駅相互間において、次の各号の1に該当する旅客の取扱いについては、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

- (1) 成田空港線のうち、成田湯川・空港第2ビル・成田空港の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合
- (2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、京成電鉄線の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

(注) 別に定めるもののおもなものは、次の各号のとおりとする。

- (1) 旅客営業規則（成田空港線適用）
- (2) 旅客営業規則（京成電鉄線適用）
- (3) 旅客営業取扱基準規程
- (4) 乗継旅客運輸取扱基準規定
- (5) 旅客取扱関係単行規程類集
- (6) 連絡旅客運賃料金清算事務規程（昭和62年4月1日財達第18号）

2 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期および変更内容を予め当社ホームページ等への掲載等により告知するものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「成田空港線」とは印旛日本医大駅を経由する京成高砂～成田空港間をいう。
- (2) 「北総線」とは成田空港線のうち、線路を共有する京成高砂～印旛日本医大間において、北総鉄道が経営する鉄道線をいう。
- (3) 「京成電鉄線」とは京成本線・東成田線・押上線・金町線・千葉線・千原線をいう。
- (4) 「京成本線」とは成田空港線を通過しない京成上野～成田空港間をいう。
- (5) 「東成田線」とは京成成田～東成田間をいう。
- (6) 「押上線」とは青砥～押上間をいう。
- (7) 「金町線」とは京成高砂～京成金町間をいう。

- (8) 「千葉線」とは京成津田沼～千葉中央間をいう。
- (9) 「千原線」とは千葉中央～ちはら台間をいう。
- (10) 「松戸線」とは松戸～京成津田沼間をいう。
- (11) 「駅」とは旅客の取扱いをする停車場・案内所をいう。
- (12) 「旅客規則」とは当社の定める旅客営業規則（成田空港線適用）をいう。
- (13) 「列車」とは旅客の運送を行う電車をいう。
- (14) 「特別急行列車」とはスカイライナーをいう。
- (15) 「スカイライナー」とは京成上野および日暮里駅を発着区間に含み、成田空港線を運行する座席指定列車をいう。
- (16) 「乗車券類」とは乗車券および特別急行券をいう。
- (17) 「特別急行券」とはスカイライナー券をいう。
- (18) 「旅行開始」とは旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

（旅客の運送等の制限または停止）

第 3 条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込みの列車の制限

2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

（運行不能の場合の取扱方）

第 4 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 前項ただし書きの規定は、特別急行券について、これを準用する。ただし、不通区間通過となる場合で、その前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、当社および北総鉄道において他運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(営業キロ程のは数計算方)

第 5 条 営業キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の 1 キロメートル未満のは数は、運輸機関ごとに、これを 1 キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第 6 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。

(準用規定)

第 7 条 旅客規則第 4 条、第 5 条、第 10 条および第 11 条の規定は、この編に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 4 条 運賃・料金前払いの原則

第 5 条 契約の成立時期および適用規定

第 10 条 乗車券類等に対する証明

第 11 条 旅客の提出する書類

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(特別急行料金を収受する列車の施設の表示)

第 8 条 特別急行料金を収受する列車については、旅客の見やすい箇所に相当の表示を行う。

(乗車券類の購入および所持)

第 9 条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客が特別急行列車に乗車する場合は、その乗車に有効な特別急行券を購入し、これを所持しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て、乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ程)

第 10 条 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場合を除き、営業キロ程による。

(駅員無配置駅の旅客の取扱方)

第 11 条 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第 12 条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- イ 普通乗車券
 - 片道乗車券
 - 往復乗車券
- ロ 定期乗車券
 - 通勤定期乗車券
 - 通学定期乗車券

ハ 普通回数乗車券

ニ 団体乗車券

(2) 特別急行券

イ スカイライナー券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第 13 条 乗車券類は、駅において係員または乗車券類発売機により発売する。ただし、普通乗車券以外の乗車券類は、当社または北総鉄道が指定した駅において発売する。また、駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

2 乗車券類を所持しないで、駅員無配置駅から乗車した旅客および係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する特別急行券は、前項の規定にかかわらず、列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社または北総鉄道が別に定める箇所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することがある。

(乗車券類の発売範囲)

第 14 条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、別に定める場合を除き、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

(1) 特別急行券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合

(2) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券または普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合

- (3) 定期乗車券または団体乗車券を発売する場合
 - (4) 特別急行券を発売する場合
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な特別急行券に限って発売する。

(準用規定)

第 15 条 旅客規則第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 22 条の 2、第 23 条の 2、第 23 条の 3、第 24 条および第 25 条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 21 条 乗車券類の発売日

第 21 条の 2 乗車券類の発売時間および発売区間

第 22 条 乗車券類の購入申込書

第 22 条の 2 臨時特殊割引普通乗車券の発売

第 23 条の 2 払いもどし等について特約をした乗車券類の発売

第 23 条の 3 割引乗車券類の発売の制限

第 24 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い

第 25 条 割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合

(普通乗車券の発売)

第 16 条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券または往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路または復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間が異なるものを除く。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第 17 条 学校および救護施設指定取扱規則（東日本旅客鉄道株式会社公告第 6 号）第 2 1 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 3 1 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱もしくは障害のため、または逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって、付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第 18 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、旅客規則第 3 1 条第 2 項に規定するものによる。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。

(通勤定期乗車券の発売)

第 19 条 旅客が、次に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または6 か月有効の通勤定期乗車券を発売する。

常時、区間および経路を同じくして乗車する場合

2 定期乗車券購入申込書の様式は、旅客規則第35条第2項に規定するものに準ずる。

(通学定期乗車券の発売)

第 20 条 指定学校(東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。以下同じ。ただし、旅客規則第40条第1項第1号に規定する学生を除く。)の学生、生徒、児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 か月、3 か月または6 か月有効の通学定期乗車券を発売する。

(1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合

(2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は、旅客規則第36条第2項に規定するものに、定期乗車券購入申込書の様式は、同第35条第2項に規定するものにそれぞれ準ずる。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、通学証明書の表面余白に有効開始日または、有効期限の表示(赤書き)のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

4 通学定期乗車券購入兼用の身分証明の様式は、旅客規則第36条第3項に規定するものに準ずる。

5 指定学校(旅客規則第40条第1項第1号に規定する学生を除く。)の学生、生徒もしくは児童が実習場等まで乗車する場合で、当社または北総鉄道が必要と認める場合限り、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第 21 条 定期乗車券の一括発売については、旅客規則第37条の規定を準用する。

(普通回数乗車券の発売)

第 22 条 当社が別に定める適用要件を満たした場合に限り、成田空港線の同一区間を乗車する旅客に対しては、11 券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって発売する普通回数乗車券の1 券片は、片道乗車券を発売できる区間に限るものとする。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第 23 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合、その在籍する指定学校の代表者において東日本旅客鉄道株式会社所定の様式に必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、居住地最寄り駅と当該指定学校の最寄り駅との区間について通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

3 第1項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証の様式は、第1号については旅客規則第40条第3項第1号に、第2号については同条第3項第2号に規定するものによる。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 24 条 一団となった旅客の全員が、発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の 1 に該当し、かつ、当社または北総鉄道が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

イ 次の 1 に該当する学校等の生徒等が 25 人以上と、その付添人、当該学校等の教職員（嘱託している医師および看護婦を含む。以下同じ。）または、これと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 25 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(イ) 指定学校（ただし旅客規則第 40 条第 1 項第 1 号に規定する学生を除く。）の学生・生徒・児童または幼児

(ロ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園の児童

ロ イの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員は、その旅客 1 人につき 1 人とする。

(イ) 幼稚園の幼児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童または、小学校第 3 学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害または虚弱のため、当社または北総鉄道において付添を必要と認めるとき。

ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とする。

(2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された 25 人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの。

(3) 訪日観光団体

訪日観光客 15 人以上またはこれと同行する旅行業者（ガイドを含む。）とによって構成された団体で責任のある代表者が引率するものとする。ただし、訪日観光客は日本国在外外交官・入国審査官または社団法人日本旅行業協会会長において発行した訪日観光団であることの証明書を所持するものに限る。

2 普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、前項に規定する団体への参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したとき

に限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

(準用規定)

第 25 条 旅客規則第 45 条、第 46 条、第 48 条、第 51 条、第 51 条の 2 の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 45 条 団体旅客運送の申込み

第 46 条 団体旅客運送の予約

第 48 条 責任人員および保証金

第 51 条 一部区間不乗の団体乗車券の発売

第 51 条の 2 団体旅客運送の申込人員の変更または申込みの取消し等

第6節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

第 26 条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合は、乗車する駅・日・列車・号車・座席および区間を指定して発売する。

- 2 特別急行券を発売する際に特別急行列車が出発時刻に約 1 時間以上遅延している場合または約 1 時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても特別急行料金の払いもどしの請求をしないことを条件として、遅延特約の特別急行券を発売する。

第 7 節 特別急行券の関連発売

(特別急行券と乗車券の関連発売)

第 27 条 旅客が、特別急行列車に乗車する場合の特別急行券は、当該特別急行列車の乗車に必要な乗車券と同時に購入する場合または呈示した場合に限って、発売することができる。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

第 28 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 旅客運賃

- イ 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
- ロ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃
- ハ 普通回数旅客運賃
- ニ 団体旅客運賃

(2) 特別急行料金

- イ スカイライナー料金

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第 29 条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する。

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第 30 条 旅客運賃または特別急行料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

- 大 人 12才以上の者
- 小 児 6才以上12才未満の者
- 幼 児 1才以上6才未満の者
- 乳 児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児または乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行すると

き。

- (4) 幼児または乳児が、指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(準用規定)

第 31 条 旅客規則第 74 条、第 74 条の 3、第 75 条および第 76 条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 74 条 小児の旅客運賃・料金

第 74 条の 3 臨時特殊割引

第 75 条 旅客運賃・料金の概算収受

第 76 条 旅客運賃割引の重複適用の禁止

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 32条 次の各号に定める大人片道普通旅客運賃は、別表第1号のとおりとする。

- (1) 成田湯川・空港第2ビル・成田空港の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合
- (2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、京成電鉄線の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

(往復普通旅客運賃)

第 32条の2 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第 33条 第17条の規定により被救護者またはその付添人に対して、割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 34 条 次の各号に定める大人定期旅客運賃は、別表第1号のとおりとする。

- (1) 成田湯川・空港第2ビル・成田空港の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合
- (2) 成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）を接続点として、京成電鉄線の各駅と北総線の各駅（東松戸・新鎌ヶ谷・千葉ニュータウン中央の各駅を除く。）間を相互に乗り継いで乗車する場合

2 前項の区間における3か月および6か月の定期旅客運賃は、次の各号により算出した額とする。

- (1) 3か月定期旅客運賃
乗車する区間の1か月定期旅客運賃を3倍し、これを5分引きして、は数計算した額とする。
- (2) 6か月定期旅客運賃
乗車する区間の1か月定期旅客運賃を6倍し、これを1割引きして、は数計算した額とする。

(準用規定)

第 35 条 旅客規則第102条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第102条 は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃

第4節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第 36 条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第 37 条 第23条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第23条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について 2割引
- (2) 第23条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について 5割引

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 38 条 第 24 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

26人以上	2割引
100人以上	3割引
300人以上	4割引

(2) 普通団体

25人以上	1割引
100人以上	2割引
300人以上	3割引

(3) 訪日観光団体

15人以上	1割引
100人以上	2割引
300人以上	3割引

2 前項によるほか、当該団体旅客に対しては、次の各号による世話人等については、旅客運賃を収受しない。

(1) 学生団体

50人まではうち1人、51人以上は50人までを増すごとに1人を加える。

(2) 普通団体

100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(3) 訪日観光団体

訪日観光団体旅客に同行する旅行業者（ガイドを含む。）に対しては、次により旅客運賃を収受しない。

25人以上100人まではうち1人、101人以上は100人までを増すごとに1人を加える。

(団体旅客運賃の計算方)

第 39 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を基数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。

- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたりの小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2 前項第1号および第2号の場合において、1人あたりの普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を計算する場合、区間によって適用する割引率を異にするときは、同一割引率を適用するものごとに割引額を差し引いて、は数計算し、これを合計した額による。
- 3 第1項第1号の場合において、その構成人員中に割引率を異にするものがあるときは、その割引率を異にする人員ごとに同号の規定を適用する。

(準用規定)

第 40 条 旅客規則第115条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第115条 実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金

第6節 特別急行料金

(特別急行料金)

第 41 条 第26条の規定によって発売する特別急行券の大人・小児の料金は、別に定める場合を除いて、次の通りとする。

1 乗車につき 大人 1,300円、小児 650円

2 前項の規定は、京成本線の京成上野または日暮里駅を発着する場合においても適用する。

(団体旅客に対する特別急行料金)

第 42 条 団体旅客に対する特別急行料金は、その旅客の実際乗車人員に相当する特別急行料金とする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 乗車券の効力

(有効期間)

第 43 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

イ 片道乗車券 1日とする。

ロ 往復乗車券 片道乗車券の有効期間の2倍とする。

(2) 定期乗車券

1か月・3か月または6か月とする。

(3) 普通回数乗車券

3か月とする。ただし、第23条第1項第2号に規定する生徒に対して発売する通学用割引普通回数乗車券については、6か月とする。

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(途中下車の禁止)

第 44 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。

(準用規定)

第 45 条 旅客規則第147条から第153条まで、第155条、第163条から第165条まで、第167条、第168条、第170条および第171条の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第147条 乗車券類の使用条件

第148条 乗車券類の効力の特例

第149条 券面表示事項が不明または不備の乗車券類

第150条 不乗区間に対する取扱い

第151条 有効期間の起算日

第152条 小児用乗車券類の効力の特例

第153条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方

第155条 継続乗車

第163条 普通回数乗車券の同時使用

第163条の2 割引普通回数乗車券の効力

- 第164条 改氏名の場合の定期乗車券の書替
- 第165条 乗車券が前途無効となる場合
- 第167条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合
- 第168条 定期乗車券が無効となる場合
- 第170条 通学定期乗車券の効力
- 第171条 被救護者用割引乗車券の効力

第2節 特別急行券の効力

(特別急行券の効力)

第 46 条 乗車する列車を指定した特別急行券を所持する旅客は、その券面に指定された特別急行列車に限って乗車することができる。

(特別急行券が無効となる場合)

第 47 条 特別急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった特別急行券を使用したとき。
- (2) 指定以外の特別急行列車に使用したとき。
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (4) 有効期間を経過した特別急行券を使用したとき。
- (5) 使用を開始した特別急行券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (6) 大人が小児用特別急行券を使用したとき。
- (7) その他特別急行券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した特別急行券を使用して特別急行列車に乗車した場合に準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第 48条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。

- (1) 臨時に発売する乗車券類
- (2) その他特殊の乗車券類

(字模様の印刷)

第 49条 この章に規定する乗車券類には、表面に字模様を印刷する。

(準用規定)

第 50条 旅客規則第184条、第187条および第188条は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第184条 この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等

第187条 乗車券類の駅名等の表示方

第188条 旅客運賃・料金の割引等に対する表示

第2節 乗車券類の様式

(準用規定)

第 51 条 乗車券類の様式は、旅客規則第189条、第191条、第195条、第199条、第201条、第203条、第204条、第208条、第211条から第213条までに規定するものに準ずる。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第189条	常備片道乗車券の様式
第191条	補充片道乗車券の様式
第195条	補充往復乗車券の様式
第199条	常備定期乗車券の様式
第201条	補充定期乗車券の様式
第203条	常備普通回数乗車券の様式
第204条	補充普通回数乗車券の様式
第208条	団体乗車券の様式
第211条	常備特別急行券の様式
第212条	補充特別急行券の様式
第213条	車内特別急行券の様式

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第 52 条 特別補充券は、前節に規定する乗車券類（第211条から第213条までに規定するものを除く。）として発行するほか、払いもどし証明等の取扱いをした場合に、その取扱いをした証として発行する。

2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。

駅用（出札補充券および改札補充券）

(準用規定)

第 53 条 旅客規則第225条の規定は、この節に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第225条 駅用特別補充券の様式

第6章 乗車券類の改札および引渡し

(乗車券類の改札および引渡し)

第 54 条 乗車券類の改札および引渡しについては、旅客規則第 228 条から第 234 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 228 条 乗車券類の改札

第 229 条 乗車券類の引渡し

第 230 条 普通乗車券の改札および引渡し

第 231 条 定期乗車券の改札および引渡し

第 232 条 普通回数乗車券の改札および引渡し

第 233 条 団体乗車券の改札および引渡し

第 234 条 特別急行券の改札および引渡し

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更の種類)

第 55 条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社または北総鉄道が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前または、使用開始前に申し出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後または、使用開始後に申し出があった場合
イ 区間変更
ロ 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第 56 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。
2 前項の場合で区間変更の取扱いをするときで非変更区間と変更区間とを通じた経路が、それぞれ一部もしくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。ただし、折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

第2節 旅行開始前または使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第 57 条 普通乗車券または、特別急行券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし、当該特別急行券に表示された列車等が変更となる場合については、1 回に限り取扱うものとする。

2 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対する既に収受した旅客運賃および料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃および料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3節 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第 58 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後または使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更

2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(団体乗車券変更)

第 59 条 団体乗車券変更の取扱いについては、旅客規則第253条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第253条 団体乗車券変更

(準用規定)

第 60 条 旅客規則第237条、第237条の2および第238条、第240条、第243条から第247条までの規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第237条 乗車変更等の取扱箇所

第237条の2 手数料の収受

第238条 払いもどし請求権行使の期限

第240条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の収受または払いもどしをする場合の既収額

第243条 割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限

第244条 特別急行券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等

第245条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止

第246条 乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間

第247条 別途乗車

第8章 旅客の特殊取扱い

(乗車券類の無札および無効)

第 6 1 条 乗車券類の無札および無効の場合の取扱いについては、旅客規則第 2 6 4 条から第 2 6 7 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 2 6 4 条 乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の
收受

第 2 6 5 条 定期乗車券等不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受

第 2 6 6 条 乗車駅等が不明の場合の旅客運賃・増運賃等の計算方

第 2 6 7 条 特別急行券の無札および不正使用の旅客に対する特別急行 料金・
増料金等の收受

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第 6 2 条 乗車券類紛失の場合の取扱いについては、旅客規則第 2 6 8 条から第 2 7 0 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 2 6 8 条 乗車券類紛失の場合の取扱方

第 2 6 9 条 再收受した旅客運賃・料金の払いもどし

第 2 7 0 条 団体乗車券紛失の場合の取扱方

(任意による旅行の取りやめ)

第 6 3 条 旅客が任意に旅行を取りやめた場合の取扱いについては、旅客規則第 2 7 1 条から第 2 7 5 条までおよび第 2 7 7 条から第 2 8 0 条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 2 7 1 条 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし

第 2 7 2 条 使用開始前の定期旅客運賃および普通回数旅客運賃の払いもどし

第 2 7 3 条 特別急行料金の払いもどし

第 2 7 3 条の 2 旅行開始前の団体旅客運賃・料金の払いもどし

第 2 7 4 条 旅行開始後の旅客運賃の払いもどし

第 2 7 5 条 不乗区間等に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合

第 2 7 7 条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 2 7 7 条の 2 普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし

第 2 7 8 条 旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし

第 2 7 9 条 傷い疾病等の場合の証明

第280条 有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第64条 列車の運行不能・遅延等が発生した場合の取扱いについては、旅客規則第282条から第283条までの規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第282条 列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方

第282条の2 旅行中止による旅客運賃および料金の払いもどし

第283条 有効期間の延長

(列車の運行不能・遅延等の場合における無貨送還の取扱方)

第65条 列車の運行不能・遅延等の場合における旅客の無貨送還および旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いについては、旅客規則第284条の規定を準用する。ただし、無貨送還および旅客運賃の払いもどしについては、その事実が発生した当社または北総鉄道内に限る。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第284条 無貨送還の取扱方

(運行不能の場合における他経路乗車の取扱方)

第66条 列車が運行不能となった場合における他経路乗車の取扱いについては、旅客規則第285条の規定を準用する。ただし、その乗車区間が当社または北総鉄道以外の運輸機関に係る場合は、運輸上支障のない場合に限る。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第285条 他経路乗車の取扱方

(誤乗区間の無貨送還)

第67条 旅客(定期乗車券または普通回数乗車券を使用する旅客を除く。)が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合の取扱いについては、旅客規則第291条および第292条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第291条 誤乗区間の無貨送還

第292条 誤乗区間無貨送還の取扱方

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

第68条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合の取扱いについては、旅客規則第293条の規定を準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 2 9 3 条 乗車券の誤購入の場合の取扱方

(準用規定)

第 6 9 条 旅客規則第 2 6 1 条から第 2 6 3 条まで、第 2 8 6 条から第 2 8 8 条までおよび第 2 9 0 条の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第 2 6 1 条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還

第 2 6 2 条 乗車変更等の手数料の払いもどし

第 2 6 3 条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合

第 2 8 6 条 旅客運賃・料金の払いもどし駅

第 2 8 7 条 不通区間の別途旅行の取扱方

第 2 8 8 条 定期乗車券もしくは普通回数乗車券の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし

第 2 9 0 条 運行不能・遅延等の場合のその他の請求

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 70条 旅客は、次条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、旅客規則第307条ただし書に規定する物品は、車内に持込むことができない。

2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車等に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は旅客規則第282条第1項第1号イ、ロおよびハのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第 71条 無料手回り品の範囲については、旅客規則第308条の規定を準用する。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、旅客規則第308条第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持込むことができる。

(準用規定)

第 72条 旅客規則第312条および第315条の規定は、この章に準用する。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第312条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置

第315条 手回り品の保管

別表第1号

		新栄叉		矢切		北国分		秋山		松飛台		大町		西白井		白井		小室		印西数の原	
		キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃
		勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1
成田空港線	成田湯川	39.4	930	37.5	930	36.0	900	34.5	900	31.8	860	30.3	860	24.9	800	22.9	770	20.9	770	12.2	600
		38,640	5,220	38,640	5,180	37,320	5,140	37,320	5,120	36,010	5,050	36,010	5,030	33,370	4,880	32,050	4,810	32,050	4,700	25,020	3,790
	接続点〔成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）〕	48.6	980	46.7	980	45.2	980	43.7	960	41.0	930	39.5	930	34.1	900	32.1	860	30.1	860	21.4	770
		40,840	5,410	40,840	5,370	40,840	5,350	39,960	5,310	38,640	5,240	38,640	5,220	37,320	5,120	36,010	5,080	36,010	5,030	32,050	4,760
		49.1	1,000	47.2	980	45.7	980	44.2	960	41.5	960	40.0	930	34.6	900	32.6	860	30.6	860	21.9	770
	空港2ビル	41,720	5,430	40,840	5,390	40,840	5,350	39,960	5,330	39,960	5,260	38,640	5,220	37,320	5,120	36,010	5,080	36,010	5,030	32,050	4,760
本線	成田空港	50.1	1,000	48.2	980	46.7	980	45.2	980	42.5	960	41.0	930	35.6	900	33.6	860	31.6	860	22.9	770
		41,720	5,450	40,840	5,410	40,840	5,370	40,840	5,350	39,960	5,280	38,640	5,240	37,320	5,140	37,320	5,100	36,010	5,050	32,050	4,810
		1.7	1,130	1.7	1,130	1.7	1,130	1.7	1,110	1.7	1,080	1.7	1,080	1.7	1,050	1.7	1,010	1.7	1,010	1.7	920
	東成田	46,740	6,760	46,740	6,720	46,740	6,700	45,860	6,660	44,540	6,590	44,540	6,570	43,220	6,470	41,910	6,430	41,910	6,380	37,950	6,110
		6.6	1,180	6.6	1,180	6.6	1,180	6.6	1,160	6.6	1,130	6.6	1,130	6.6	1,100	6.6	1,060	6.6	1,060	6.6	970
	京成成田	49,300	8,030	49,300	8,590	49,300	7,970	48,420	7,930	47,100	7,860	47,100	7,840	45,780	7,740	44,470	7,700	44,470	7,650	40,510	7,380
		9.2	1,180	9.2	1,180	9.2	1,180	9.2	1,160	9.2	1,130	9.2	1,130	9.2	1,100	9.2	1,060	9.2	1,060	9.2	970
	公津の杜	49,300	8,670	49,300	8,630	59,300	8,610	48,420	8,570	47,100	8,500	47,100	8,480	45,780	8,380	44,470	8,340	44,470	8,290	40,510	8,020
		10.8	1,260	10.8	1,260	10.8	1,260	10.8	1,240	10.8	1,210	10.8	1,210	10.8	1,180	10.8	1,140	10.8	1,140	10.8	1,050
	宗吾参道	51,870	8,880	51,870	8,840	51,870	8,820	50,990	8,780	49,670	8,710	49,670	8,710	48,350	8,590	47,040	8,550	47,040	8,500	43,080	8,230
		12.8	1,260	12.8	1,260	12.8	1,260	12.8	1,240	12.8	1,210	12.8	1,210	12.8	1,180	12.8	1,140	12.8	1,140	12.8	1,050
	京成酒々井	51,870	9,200	51,870	9,160	51,870	9,140	50,990	9,100	49,670	9,030	49,670	9,010	48,350	8,910	47,040	8,870	47,040	8,820	43,080	8,550
		14.8	1,260	14.8	1,260	14.8	1,260	14.8	1,240	14.8	1,210	14.8	1,210	14.8	1,180	14.8	1,140	14.8	1,140	14.8	1,050
	大佐倉	51,870	9,490	51,870	9,450	51,870	9,430	50,990	9,390	49,670	9,320	49,670	9,300	48,350	9,200	47,040	9,160	47,040	9,110	43,080	8,840
		16.8	1,320	16.8	1,320	16.8	1,320	16.8	1,300	16.8	1,270	16.8	1,270	16.8	1,240	16.8	1,200	16.8	1,200	16.8	1,110
	京成佐倉	54,110	9,740	54,110	9,700	54,110	9,680	53,230	9,640	51,910	9,570	51,910	9,550	50,590	9,450	49,280	9,410	49,280	9,360	45,320	9,090
		22.1	1,370	22.1	1,370	22.1	1,370	22.1	1,350	22.1	1,320	22.1	1,320	22.1	1,290	1250.0	1,250	22.1	1,250	22.1	1,160
	京成白井	56,360	10,220	56,360	10,180	56,360	10,160	55,480	10,120	54,160	10,050	54,160	10,030	52,840	9,930	51,530	9,890	51,530	9,840	47,570	9,570
		24.6	1,370	24.6	1,370	24.6	1,370	24.6	1,350	24.6	1,320	24.6	1,320	24.6	1,290	24.6	1,250	24.6	1,250	24.6	1,160
	ユーカリが丘	56,360	10,290	56,360	10,250	56,360	10,230	55,480	10,190	54,160	10,120	54,160	10,100	52,840	10,000	51,530	9,960	51,530	9,910	47,570	9,640
		25.7	1,430	25.7	1,430	25.7	1,430	25.7	1,410	25.7	1,380	25.7	1,380	25.7	1,350	25.7	1,310	25.7	1,310	25.7	1,220
	志津	58,280	10,320	58,280	10,280	58,280	10,260	57,400	10,220	56,080	10,150	56,080	10,130	54,760	10,030	53,450	9,990	53,450	9,940	49,490	9,670
		27.5	1,430	27.5	1,430	27.5	1,430	27.5	1,410	27.5	1,380	27.5	1,380	27.5	1,350	27.5	1,310	27.5	1,310	27.5	1,220
	勝田台	58,280	10,380	58,280	10,340	58,280	10,320	57,400	10,280	56,080	10,210	56,080	10,190	54,760	10,090	53,450	10,050	53,450	10,000	49,490	9,730
		29.1	1,430	29.1	1,430	29.1	1,430	29.1	1,410	29.1	1,380	29.1	1,380	29.1	1,350	29.1	1,310	29.1	1,310	29.1	1,220
	京成大和田	58,280	10,420	58,280	10,380	58,280	10,360	57,400	10,320	56,080	10,250	56,080	10,230	54,760	10,130	53,450	10,090	53,450	10,040	49,490	9,770
		31.2	1,490	31.2	1,490	31.2	1,490	31.2	1,470	31.2	1,440	31.2	1,440	31.2	1,410	31.2	1,370	31.2	1,370	31.2	1,280
	八千代台	60,200	10,460	60,200	10,420	60,200	10,400	59,320	10,360	58,000	10,290	58,000	10,270	56,680	10,170	55,370	10,130	55,370	10,080	51,410	9,810
		33.8	1,490	33.8	1,490	33.8	1,490	33.8	1,470	33.8	1,440	33.8	1,440	33.8	1,410	33.8	1,370	33.8	1,370	33.8	1,280
	実稲	61,160	10,510	61,160	10,470	61,160	10,450	60,280	10,410	58,960	10,340	58,960	10,320	57,640	10,220	56,330	10,180	56,330	10,130	52,370	9,860
		35.7	1,540	35.7	1,540	35.7	1,540	35.7	1,520	35.7	1,490	35.7	1,490	35.7	1,460	35.7	1,420	35.7	1,420	35.7	1,330
	京成大久保	61,590	10,550	61,590	10,510	61,590	10,490	60,710	10,450	59,390	10,380	59,390	10,360	58,070	10,260	56,760	10,220	56,760	10,170	52,800	9,900
		38.1	1,540	38.1	1,540	38.1	1,540	38.1	1,520	38.1	1,490	38.1	1,490	38.1	1,460	38.1	1,420	38.1	1,420	38.1	1,330
	京成津田沼	61,910	10,610	61,910	10,570	61,910	10,550	61,030	10,510	59,710	10,440	59,710	10,420	58,390	10,320	57,080	10,280	57,080	10,230	53,120	9,960
		39.6	1,540	39.6	1,540	39.6	1,540	39.6	1,520	39.6	1,490	39.6	1,490	39.6	1,460	39.6	1,420	39.6	1,420	39.6	1,330
	谷津	62,010	10,630	62,010	10,590	62,010	10,570	61,130	10,530	59,810	10,460	59,810	10,440	58,490	10,340	57,180	10,300	57,180	10,250	53,220	9,980
		40.6	1,600	40.6	1,600	40.6	1,600	40.6	1,580	40.6	1,550	40.6	1,550	40.6	1,520	40.6	1,480	40.6	1,480	40.6	1,390
	船橋競馬場	62,130	10,650	62,130	10,610	62,130	10,590	61,250	10,550	59,930	10,480	59,930	10,460	58,610	10,360	57,300	10,320	57,300	10,270	53,340	10,000
		41.4	1,600	41.4	1,600	41.4	1,600	41.4	1,580	41.4	1,550	41.4	1,550	41.4	1,520	41.4	1,480	41.4	1,480	41.4	1,390
	大神宮下	62,230	10,670	62,230	10,630	62,230	10,610	61,350	10,570	60,030	10,500	60,030	10,480	58,710	10,380	57,400	10,340	57,400	10,290	53,440	10,020
		42.7	1,600	42.7	1,600	42.7	1,600	42.7	1,580	42.7	1,550	42.7	1,550	42.7	1,520	42.7	1,480	42.7	1,480	42.7	1,390
	京成船橋	62,340	10,690	62,340	10,650	62,340	10,630	61,440	10,590	60,140	10,520	60,140	10,500	58,820	10,400	57,510	10,360	57,510	10,310	53,550	10,040

		新築又		矢切		北国分		秋山		松橋台		大町		西白井		白井		小室		印高牧の原	
		キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃
		勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1
本線 接続点（成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）からの通算キロ	海神	44.2	1,600	44.2	1,600	44.2	1,600	44.2	1,580	44.2	1,550	44.2	1,550	44.2	1,520	44.2	1,480	44.2	1,480	44.2	1,390
		62,550	10,740	62,550	10,700	62,550	10,680	61,670	10,640	60,350	10,570	60,350	10,550	59,030	10,450	57,720	10,410	57,720	10,360	53,760	10,090
	京成西船	45.6	1,670	45.6	1,670	45.6	1,670	45.6	1,650	45.6	1,620	45.6	1,620	45.6	1,590	45.6	1,550	45.6	1,550	45.6	1,460
		62,660	10,760	62,660	10,720	62,660	10,700	61,780	10,660	60,460	10,590	60,460	10,570	59,140	10,470	57,830	10,430	57,830	1,038	53,870	10,110
	東中山	46.2	1,670	46.2	1,670	46.2	1,670	46.2	1,650	46.2	1,620	46.2	1,620	46.2	1,590	46.2	1,550	46.2	1,550	46.2	1,460
		62,760	10,780	62,760	10,740	62,760	10,720	61,880	10,680	60,560	10,610	60,560	10,590	59,240	10,490	57,930	10,450	57,930	10,400	53,970	10,130
	京成中山	47.0	1,670	47.0	1,670	47.0	1,670	47.0	1,650	47.0	1,620	47.0	1,620	47.0	1,590	47.0	1,550	47.0	1,550	47.0	1,460
		62,760	11,780	62,760	10,740	62,760	10,720	61,880	10,680	60,560	10,610	60,560	10,590	59,240	10,490	57,930	10,450	57,930	10,400	53,970	10,130
	鬼越	47.7	1,670	47.7	1,670	47.7	1,670	47.7	1,650	47.7	1,620	47.7	1,620	47.7	1,590	47.7	1,550	47.7	1,550	47.7	1,460
		62,880	10,800	62,880	10,760	62,880	10,740	62,000	10,700	60,680	10,630	60,680	10,610	59,360	10,510	58,050	10,470	58,050	10,420	54,090	10,150
	京成八幡	48.7	1,670	48.7	1,670	48.7	1,670	48.7	1,650	48.7	1,620	48.7	1,620	48.7	1,590	48.7	1,550	48.7	1,550	48.7	1,460
		62,980	10,820	62,980	10,780	62,980	10,760	62,100	10,720	60,780	10,650	60,780	10,630	59,460	10,530	58,150	10,490	58,150	10,440	54,190	10,170
	菅野	49.6	1,670	49.6	1,670	49.6	1,670	49.6	1,650	49.6	1,620	49.6	1,620	49.6	1,590	49.6	1,550	49.6	1,550	49.6	1,460
		63,080	10,840	63,080	10,800	63,080	10,780	62,200	10,740	60,880	10,670	60,880	10,650	59,560	10,550	58,250	10,510	58,250	10,460	54,290	10,190
	市川真間	50.5	1,730	50.5	1,730	50.5	1,730	50.5	1,710	50.5	1,680	50.5	1,680	50.5	1,650	50.5	1,610	50.5	1,610	50.5	1,520
		63,190	10,860	63,190	10,820	63,190	10,800	62,310	10,760	60,990	10,690	60,990	10,670	59,670	10,570	58,360	10,530	58,360	10,480	54,400	10,210
	国府台	51.4	1,730	51.4	1,730	51.4	1,730	51.4	1,710	51.4	1,680	51.4	1,680	51.4	1,650	51.4	1,610	51.4	1,610	51.4	1,520
		63,330	10,880	63,330	10,840	63,330	10,820	62,420	10,780	61,100	10,710	61,100	10,690	59,780	10,590	58,470	10,550	58,470	10,500	54,510	10,230
	江戸川	52.1	1,730	52.1	1,730	52.1	1,730	52.1	1,710	52.1	1,680	52.1	1,680	52.1	1,650	52.1	1,610	52.1	1,610	52.1	1,520
		63,400	10,910	63,400	10,870	63,400	10,850	62,520	10,810	61,200	10,740	61,200	10,720	59,880	10,620	58,570	10,580	58,570	10,530	54,610	10,260
	京成小岩	53.3	1,730	53.3	1,730	53.3	1,730	53.3	1,710	53.3	1,680	53.3	1,680	53.3	1,650	53.3	1,610	53.3	1,610	53.3	1,520
		63,510	10,930	63,510	10,890	63,510	10,870	62,630	10,830	61,310	10,760	61,310	10,740	59,990	10,640	58,680	10,600	58,680	10,550	54,720	10,280
	京成高砂	55.1	1,780	55.1	1,780	55.1	1,780	55.1	1,760	55.1	1,730	55.1	1,730	55.1	1,700	55.1	1,660	55.1	1,660	55.1	1,570
		63,730	109,970	63,730	10,930	63,730	10,910	62,850	10,870	61,530	10,800	61,530	10,780	60,210	10,680	58,900	10,640	58,900	10,590	54,940	10,320
	青砥	56.3	1,780	56.3	1,780	56.3	1,780	56.3	1,760	56.3	1,730	56.3	1,730	56.3	1,700	56.3	1,660	56.3	1,660	56.3	1,570
		63,830	10,990	63,830	10,950	63,830	10,930	62,950	10,890	61,630	10,820	61,630	10,800	60,310	10,700	59,000	10,660	59,000	10,610	55,040	10,340
	お花茶屋	57.9	1,780	57.9	1,780	57.9	1,780	57.9	1,760	57.9	1,730	57.9	1,730	57.9	1,700	57.9	1,660	57.9	1,660	57.9	1,570
		63,930	11,010	63,930	10,970	63,930	10,950	63,050	10,910	61,730	10,840	61,730	10,820	60,410	10,720	59,100	10,680	59,100	10,630	55,140	10,360
	堀切菖蒲園	59.0	1,780	59.0	1,780	59.0	1,780	59.0	1,760	59.0	1,730	59.0	1,730	59.0	1,700	59.0	1,660	59.0	1,660	59.0	1,570
		64,050	11,030	64,050	10,990	64,050	10,970	63,170	10,930	61,850	10,860	61,850	10,840	60,530	10,740	59,220	10,700	59,220	10,650	55,260	10,380
	京成関屋	60.5	1,840	60.5	1,840	60.5	1,840	60.5	1,820	60.5	1,790	60.5	1,790	60.5	1,760	60.5	1,720	60.5	1,720	60.5	1,630
		64,250	1,180	64,250	11,040	64,250	11,020	63,370	10,980	62,050	10,910	62,050	10,890	60,730	10,790	59,420	10,750	59,420	10,700	55,460	10,430
	千住大橋	61.9	1,840	61.9	1,840	61.9	1,840	61.9	1,820	61.9	1,790	61.9	1,790	61.9	1,760	61.9	1,720	61.9	1,720	61.9	1,630
		64,370	11,100	64,370	11,060	64,370	11,040	63,490	11,000	62,170	10,930	62,170	10,910	60,850	10,810	59,540	10,770	59,540	10,720	55,580	10,450
	町屋	63.5	1,840	63.5	1,840	63.5	1,840	63.5	1,820	63.5	1,790	63.5	1,790	63.5	1,760	63.5	1,720	63.5	1,720	63.5	1,630
		64,580	11,140	64,580	11,100	64,580	11,080	63,700	11,040	62,380	10,970	62,380	10,950	61,060	10,850	59,750	10,810	59,750	10,760	55,790	10,490
	新三河島	64.4	1,840	64.4	1,840	64.4	1,840	64.4	1,820	64.4	1,790	64.4	1,790	64.4	1,760	64.4	1,720	64.4	1,720	64.4	1,630
		64,690	11,160	64,690	11,120	64,690	11,100	63,810	11,060	62,490	10,990	62,490	10,970	61,170	10,870	59,860	10,830	59,830	10,780	55,900	10,510
	日暮里	65.7	1,900	65.7	1,900	65.7	1,900	65.7	1,880	65.7	1,850	65.7	1,850	65.7	1,820	65.7	1,780	65.7	1,780	65.7	1,690
		64,790	11,180	64,790	11,140	64,790	11,120	63,910	11,080	62,590	11,010	62,590	10,990	61,270	10,890	59,960	10,850	59,960	10,800	56,000	10,530
	京成上野	67.8	1,900	67.8	1,900	67.8	1,900	67.8	1,880	67.8	1,850	67.8	1,850	67.8	1,820	67.8	1,780	67.8	1,780	67.8	1,690
		65,000	11,220	65,000	11,180	65,000	11,160	64,120	11,120	62,800	11,050	62,800	11,030	61,480	10,930	60,170	10,890	60,170	10,840	56,210	10,570

		新柴又		矢切		北園分		秋山		松飛台		大町		西白井		白井		小室		印旛郡の原	
		キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃	キロ程	普通運賃
		勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1	勤・大・1	学・大・1
千葉線 接続点〔成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）からの通算キロ	京成幕張本郷	40.2	1,600	40.2	1,600	40.2	1,600	40.2	1,580	40.2	1,550	40.2	1,550	40.2	1,520	40.2	1,480	40.2	1,480	40.2	1,390
		62,130	10,650	62,130	10,610	62,130	10,590	61,250	10,550	59,930	10,480	59,930	10,460	58,610	10,360	57,300	10,320	57,300	10,270	53,340	10,000
	京成幕張	42.1	1,600	42.1	1,600	42.1	1,600	42.1	1,580	42.1	1,550	42.1	1,550	42.1	1,520	42.1	1,480	42.1	1,480	42.1	1,390
		62,340	10,690	62,340	106,540	62,340	10,630	61,460	10,590	60,140	10,520	60,140	10,500	58,820	10,400	57,510	10,360	57,510	10,310	53,550	10,040
	検見川	43.4	1,600	43.4	1,600	43.4	1,600	43.4	1,580	43.4	1,550	43.4	1,550	43.4	1,520	43.4	1,480	43.4	1,480	43.4	1,390
		62,440	10,720	62,440	10,680	62,440	10,660	61,560	10,620	60,240	10,550	60,240	10,530	58,920	10,430	57,610	10,390	57,610	10,340	53,650	10,070
	京成稲毛	46.2	1,670	46.2	1,670	46.2	1,670	46.2	1,650	46.2	1,620	46.2	1,620	46.2	1,590	46.2	1,550	46.2	1,550	46.2	1,460
		62,760	10,780	62,760	10,740	62,760	10,720	61,880	10,680	60,560	10,590	60,560	10,490	59,240	10,450	57,930	10,400	57,930	10,400	53,970	10,130
	みどり台	48.0	1,670	48.0	1,670	48.0	1,670	48.0	1,650	48.0	1,620	48.0	1,620	48.0	1,590	48.0	1,550	48.0	1,550	48.0	1,460
		62,880	10,800	62,880	10,760	62,880	10,740	62,000	1,650	60,680	10,630	60,680	10,610	59,360	10,510	58,050	10,470	58,050	10,420	54,090	10,150
	西登戸	49.0	1,670	49.0	1,670	49.0	1,670	49.0	1,650	49.0	1,620	49.0	1,620	49.0	1,590	49.0	1,550	49.0	1,550	49.0	1,460
		62,980	10,820	62,980	10,780	62,980	10,760	62,100	10,720	60,780	10,650	60,780	10,630	59,460	10,530	58,150	10,490	58,150	10,440	54,190	10,170
	新千葉	49.8	1,670	49.8	1,670	49.8	1,670	49.8	1,650	49.8	1,620	49.8	1,620	49.8	1,590	49.8	1,550	49.8	1,550	49.8	1,460
		63,080	10,840	63,080	10,800	63,080	10,780	62,200	10,740	60,880	10,670	60,880	10,650	59,560	10,550	58,250	10,510	58,250	10,460	54,290	10,190
	京成千葉	50.4	1,730	50.4	1,730	50.4	1,730	50.4	1,710	50.4	1,680	50.4	1,680	50.4	1,650	50.4	1,610	50.4	1,610	50.4	1,520
		63,190	10,860	63,190	10,820	63,190	10,800	62,310	10,760	60,990	10,690	60,990	10,670	59,670	10,570	58,360	10,530	58,360	10,480	54,400	10,210
	千葉中央	51.0	1,730	51.0	1,730	51.0	1,730	51.0	1,710	51.0	1,680	51.0	1,680	51.0	1,650	51.0	1,610	51.0	1,610	51.0	1,520
		63,190	10,860	63,190	140,820	63,190	10,800	62,310	10,760	60,990	10,690	60,990	10,670	59,670	10,570	58,360	10,530	58,360	10,480	54,400	10,210
金町線 接続点〔成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）からの通算キロ	柴又	56.1	1,780	56.1	1,780	56.1	1,780	56.1	1,760	56.1	1,730	56.1	1,730	56.1	1,700	56.1	1,660	56.1	1,660	56.1	1,570
		63,830	10,990	63,830	10,950	63,830	10,930	62,950	10,890	61,630	10,820	61,630	10,800	60,310	10,700	59,000	10,660	59,000	10,610	55,040	10,340
	京成金町	57.6	1,780	57.6	1,780	57.6	1,780	57.6	1,760	57.6	1,730	57.6	1,730	57.6	1,700	57.6	1,660	57.6	1,660	57.6	1,570
		63,930	11,010	63,930	10,970	63,930	10,950	63,050	10,910	61,730	10,840	61,730	10,820	60,410	10,720	59,100	10,680	59,100	10,630	55,140	10,360
押上線 接続点〔成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）からの通算キロ	京成立石	57.4	1,780	57.4	1,780	57.4	1,780	57.4	1,760	57.4	1,730	57.4	1,730	57.4	1,700	57.4	1,660	57.4	1,660	57.4	1,570
		63,930	11,010	63,930	10,970	63,930	10,950	63,050	10,910	61,730	10,840	61,730	10,820	60,410	10,720	59,100	10,680	59,100	10,630	55,140	10,360
	四ツ木	58.9	1,780	58.9	1,780	58.9	1,780	58.9	1,760	58.9	1,730	58.9	1,730	58.9	1,700	58.9	1,660	58.9	1,660	58.9	1,570
		64,050	11,030	64,050	10,990	64,050	10,970	63,170	10,930	61,850	10,860	61,850	10,840	60,530	10,740	59,220	10,700	59,220	10,650	55,260	10,380
	八広	59.7	1,780	59.7	1,780	59.7	1,780	59.7	1,760	59.7	1,730	59.7	1,730	59.7	1,700	59.7	1,660	59.7	1,660	59.7	1,570
		64,150	11,040	64,150	11,000	64,150	10,980	63,270	10,940	61,950	10,870	61,950	10,850	60,630	10,750	59,320	10,710	59,320	10,660	55,360	10,390
	京成曳舟	60.9	1,840	60.9	1,840	60.9	1,840	60.9	1,820	60.9	1,790	60.9	1,790	60.9	1,760	60.9	1,720	60.9	1,720	60.9	1,630
		64,250	11,080	64,250	11,040	64,250	11,020	63,370	10,980	62,050	10,910	62,050	10,890	60,730	10,790	59,420	10,750	59,420	10,700	55,460	10,430
	押上	62.0	1,840	62.0	1,840	62.0	1,840	62.0	1,820	62.0	1,790	62.0	1,790	62.0	1,760	62.0	1,720	62.0	1,720	62.0	1,630
		64,370	11,100	64,370	11,060	64,370	11,040	63,490	11,000	62,170	10,930	62,170	10,910	60,850	10,810	59,540	10,770	59,540	10,720	55,580	10,450
千原線 接続点〔成田湯川～空港第2ビル間（京成高砂起点49.9キロ）からの通算キロ	千葉寺	2.5	1,920	2.5	1,920	2.5	1,920	2.5	1,900	2.5	1,870	2.5	1,870	2.5	1,840	2.5	1,800	2.5	1,800	2.5	1,710
		71,260	16,560	71,260	165,220	71,260	16,500	70,380	16,460	69,060	16,390	69,060	16,370	67,740	16,270	66,430	16,230	66,430	16,180	62,470	15,910
	大森台	4.2	1,990	4.2	1,990	4.2	1,990	4.2	1,970	4.2	1,940	4.2	1,940	4.2	1,910	4.2	1,870	4.2	1,870	4.2	1,780
		73,340	18,160	73,340	18,120	73,340	18,100	72,460	18,060	71,140	17,990	71,140	17,970	69,820	17,870	68,510	17,830	68,510	17,780	64,550	17,510
	学園前	7.3	2,050	7.3	2,050	7.3	2,050	7.3	2,030	7.3	2,000	7.3	2,000	7.3	1,970	7.3	1,930	7.3	1,930	7.3	1,840
		75,840	20,090	75,840	20,050	75,840	20,030	74,960	19,990	73,640	19,920	73,640	19,900	72,320	19,800	71,010	19,760	70,110	19,710	67,050	19,440
	おゆみ野	8.8	2,060	8.8	2,060	8.8	2,060	8.8	2,040	8.8	2,010	8.8	2,010	8.8	1,980	8.8	1,940	8.8	1,940	8.8	1,850
		76,670	20,730	76,670	20,690	76,670	20,670	75,790	20,630	74,470	20,560	74,470	20,540	73,150	20,440	71,840	20,400	71,840	20,350	67,880	20,080
	ちはら台	10.9	2,100	10.9	2,100	10.9	2,100	10.9	2,080	10.9	2,050	10.9	2,050	10.9	2,020	10.9	1,980	10.9	1,980	10.9	1,890
		78,340	22,010	78,340	21,970	78,340	21,950	77,460	21,910	76,140	21,840	76,140	21,820	74,820	21,720	73,510	21,680	73,510	21,630	69,550	21,360